

令和5年度第1回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年4月10日（月）午後1時35分 から 午後2時55分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、欠席委員 19番 永井 尚子

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、報告

- 報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任命について
- 報告第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
- 報告第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

4、議案

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 4 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第 6 号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

5、報告

- 報告第 4 号 農地法第3条の規定（公売）による許可報告について
- 報告第 5 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 6 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第 7 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 8 号 農地法第4条の制限除外について
- 報告第 9 号 農地法第5条の制限除外について
- 報告第 10 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第 11 号 非農地判断について

6、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整係 係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀

7、会議の概要

議長

只今より、令和5年度第1回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、22名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。
なお、欠席の報告がありました委員は、19番 永井委員です。
会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、中澤課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、渡辺主任の諸君を指名いたします。
本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。
なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。
次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、7番 齊藤秀樹委員と8番 稲見委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、報告第1号、「農業委員会事務局職員の任命について」の報告を事務局よりお願いします。

横田局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご報告申し上げます。
報告第1号、農業委員会事務局職員の任命について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。2ページをお願いいたします。
配布物のこちらになります。農業委員会事務局職員の任命について、職名、氏名の順に読み上げさせていただきます。農業委員会事務局農地調整課長 中澤俊明。農業委員会事務局農地調整課主任 渡辺光紀。渡辺君は、新たに転用の方を担当します。よろしくお願いします。農業委員会事務局農地調整課主事 山本裕泰。新規採用職員になります。よろしくお願いします。以上3名が新たに任命された職員です。代表しまして、中澤課長よりご挨拶申し上げます。

中澤課長

4月の定期人事異動により、筑西市農業委員会事務局農地調整課に異動してまいりました中澤と申します。渡辺主任が水田農業振興課の方から、そして先程紹介がありました山本主事が今年度新規採用になった方です。委員の皆様には、筑西市の農業の発展にご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。私を含め3名、委員の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら、筑西市の農業の発展に努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

高島補佐

その他は引き続き、横田局長、私、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、事務局の方におります廣瀬主事、現在産休中ですが大塚主任、そして、新たに農地中間管理事業担当としまして、篠崎さん、入江さんの会計年度任用職員2名が新たに着任しました。以上11名が令和5年度の事務局の体制でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」

を事務局より説明願います。

横田局長
中澤課長

それでは、中澤課長よりご説明申し上げます。

それで3ページをお開き願います。報告第2号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

この取下げについては、申請番号1番、2番共に受人が同じ案件でございます。8ページの議案第1号、受付番号2番、3番に関連いたします。1番、2番共に3月16日付で取り下げ願いが提出されました。取り下げ理由は、両案件共、非農地判断を行ったため取り下げるものです。

つづきまして5ページをお願いいたします。報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

この取下げにつきましては、3月2日付、取り下げ願いが提出されました。取り下げの理由は、譲受人の都合によるものとなっております。以上でございます。

議 長

この案件につきましては、1月の第10回総会で許可相当となりましたが、宅地開発課との調整の為、許可書の発行を保留としておりました。今般、申請人より許可申請の取下願いが提出されたため、報告するものです。

次に、日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

横田局長
渡辺主任

それでは、渡辺主任よりご説明を申し上げます。

それでは、7ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番は保留、2番、3番は取下げとなります。

番号：4番、権利：所有権移転無償、所在：飯島字寺崎、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：510 m²、譲渡人又は貸主：筑西市飯島、譲受人又は借主：筑西市飯島、経営面積、渡人：94,975 m²、受人：94,975 m²、受人の労力総数及び稼働数：2、2となります。

次のページをお願いします。

5番、所有権移転有償、藤ヶ谷字丸山、山林、畑、713 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、5,794 m²、2,005 m²、2、2。

6番、所有権移転無償、下高田字草刈橋、畑、畑、424 m²、外6筆、合計7筆、合計面積12,034 m²、筑西市玉戸、筑西市下高田、13,558 m²、0 m²、4、4。

7番、7番は次のページにまたがります。所有権移転有償、内淀字西、畑、畑、676 m²、外10筆、合計11筆、合計面積10,276 m²、水戸市上国井町、筑西

市内淀、158,057 m²、58,108.8 m²、3、1。

8番、所有権移転有償、東石田字西原、畑、畑、1,144 m²、水戸市上国井町、筑西市東石田、158,057 m²、66,370.26 m²、2、1。

9番、所有権移転有償、伊讚美字上寺野、田、田、991 m²、外4筆、合計5筆、合計面積4,955 m²、水戸市上国井町、筑西市伊讚美、158,057 m²、49,859.91 m²、2、1。

10番、所有権移転有償、辻字長沼、田、田、1,852 m²、外1筆、合計2筆、合計面積2,864 m²、水戸市上国井町、筑西市辻、158,057 m²、225,532.57 m²、3、2。

次のページをお願いします。

11番、所有権移転有償、伊讚美字東寺野、田、田、953 m²、外6筆、合計7筆、合計面積7,148 m²、水戸市上国井町、筑西市伊讚美、158,057 m²、127,108.84 m²、2、2。

12番、所有権移転有償、関本上字北台、畑、畑、791 m²、筑西市関本上、筑西市関本上、4,586 m²、37,482 m²、4、4。

13番、所有権移転無償、上平塚字大野原、山林、畑、667 m²、東京都小金井市前原町、筑西市上平塚、0 m²、0 m²、1、1。

14番、所有権移転無償、樋口字本郷下、田、田、1,689 m²、筑西市樋口、筑西市樋口、0 m²、16,114 m²、2、1。

次のページをお願いします。

15番、所有権移転有償、宮後字大前、畑、畑、985 m²、筑西市宮後、つくば市二の宮、7,677 m²、114,718.48 m²、2、2。

16番、所有権移転有償、細田字石倉、畑、畑、284 m²、筑西市細田、筑西市細田、3,190 m²、33,591 m²、1、1。

17番、所有権移転有償、下野殿字築地前、畑、畑、501 m²、古河市中田、筑西市下野殿、6,613 m²、4,065 m²、1、1。

18番、所有権移転有償、野殿字本田屋敷、畑、畑、175 m²、外3筆、合計4筆、合計面積2,520 m²、筑西市下中山、筑西市野殿、2,858 m²、12,532 m²、1、1。

19番、所有権移転有償、小川字弘化山、畑、畑、331 m²、筑西市小川、筑西市飯島、5,492 m²、9,316 m²、1、1。

次のページをお願いします。

20番、所有権移転有償、藤ヶ谷字桜塚、山林、畑、645 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市野殿、3,209 m²、46,750 m²、3、3。以上になります。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を4番よりお願いします。

宮山繁治
委員

17番、宮山です。

3条の4番と3条の19番について、私から説明します。まず4番ですが、贈与の件であります。3月28日に書類を確認してあります。その後、自宅訪問し

て本人確認しました。渡人と受人は、夫婦でありまして、同居しています。今後のことを考え、今の内に名義の書き換えをしておくというようなことであります。続きまして19番ですが、こちらは、先程取下げがあった物件であります。3月28日に同じく書類審査をしまして、その後、本人確認をしてあります。知り合いの中で話がまとまって、お互いに了承したということです。こちらも自宅訪問して確認しました。今は、畑として利用しているということです。両方許可相当と思われれます。更なるご審議をお願いいたします。それから3条の11番、こちらについては、永井委員から委任を受けましたので、私から報告させていただきます。売買の件であります。同じく3月28日に書類確認をしてあります。渡人については、振興公社でありまして問題ないかと思えます。受人については、今後、規模拡大をするということにより購入するということがありました。問題なく許可相当かと思われれますが、更なるご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 5番をお願いします。

宮崎亨 14番、宮崎が5番と20番を報告します。

委 員

3月28日に書類審査を行いました。まず5番ですが、初めての5反分以下の案件ということで、委員全員で現地を確認してきました。申請人双方への本人確認は問題なく、現地も大丈夫だろうということでした。続きまして20番ですが、申請人双方に確認をしましたが問題ありませんでした。2件共に書類に不備もなく許可相当と思われれますが、皆様の更なるご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 6番をお願いします。

柴保 2番、柴です。

委 員

3月28日に書類審査をした後、本人確認をとりましたが、親子間の所有権移転でありまして、許可相当と思われれます。以上です。

議 長 7番をお願いします。

小野田 22番、小野田です。

勝男

委 員

7番、8番、15番を報告しますので、よろしく申し上げます。先月の29日に明野支所で書類の審査をし、後日、電話での確認をいたしました。7番の案件からご報告いたします。渡人さんは、農林振興公社でありまして、受人さんは、大規模農家でありますので、問題もなく許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。続きまして8番の案件ですが、こちら振興公社からの売買でございます。受人は明野地区でも大きな農家でありますので、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議の程をお願いいたします。最後に15番の案件ですが、受人の方は、明野地区でも大規模に土地を

購入いたしております、問題ないと思われまますので、よろしくご審議の程をお願いいたしたいと思ひます。以上です。

議 長

9番をお願いします。

國府田
喜久男
委 員

9番、國府田です。

9番と13番を報告いたします。3月28日、書類審査の後、電話確認いたしました。まず9番についてですが、渡人は、農林振興公社ですので問題ないと思ひます。受人の方は、この数年、急速に規模拡大をしております、度々農業委員会の総会でも名前がでてくると思ひます。本人にも確認しましたが、凄くやる気満々で、規模拡大で頑張っているということです、問題ないと思ひます。次に13番ですが、渡人は東京にお住まいで、ほぼこの受人の方とずっと貸しており、受人の方も野菜を作っているということです。したがって、この13番についても許可相当と思われまます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

10番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13番、齊藤です。

先月の28日、関城支所におきまして、書類審査を行いました。後日、譲受人のお父さんと会う機会がありましたので、お話をお聞きしました。以前からお借りして耕作している土地だそうです。今回、農林振興公社を通しての売買となりますが、受人は、地域の担い手でございます。許可相当と思われまます、皆様のご審議をよろしくお祈りいたします。

議 長

12番をお願いします。

栗島和子
委 員

3番、栗島です。

12番についてご報告いたします。先月の28日に書類審査を行いました。後日受人、渡人の方に電話で確認いたしました。受人の方は、花やいちごを専門に経営されている方です。また渡人の方は、高齢になり、今後の管理が難しいとのこと。問題ないかと思われまます、更なるご審議をよろしくお祈りいたします。以上です。

議 長

14番をお願いします。

大林富子
委 員

11番、大林です。

14番について報告します。先月28日に書類審査を行い、後日、受人渡人に電話にて確認しました。受人は、渡人の田んぼを今まで借りて耕作していたのですが、渡人が農業をやめるので一緒に耕作してほしいと言われ、自分の田の隣でもあったため契約に至ったとのことでした。書類に不備もなく許可相当と判

断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 16 番をお願いします。

蓮沼俊男 16 番、蓮沼が報告します。

委 員 16 番ですが、3月29日に書類を審査いたしまして、その後、電話での確認をいたしました。まず渡人ですが、大分高齢でほぼ農家はやっていない状況であり、今回のこの申請の土地は別の方に貸してしたのですけれど、返されてどうしようかなというところをこの受人の農地が隣接地でありまして、受人の方に相談しましたところ、買ってもいいよということで成立したようです。許可相当であります。皆様の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長 17 番をお願いします。

関口均 15 番、関口です。

委 員 17 番、18 番について説明いたします。先月 28 日に書類審査をし、後日、電話で連絡をしました。まず 17 番ですが、受人は、以前からこの土地を借りて耕作していました。渡人は、同集落生まれで、親からの遺産の土地であります。次に 18 番ですが、これも同じく、渡人は親からの相続であり、3 人であります。受人は、これらの畑の近くに住む同集落の者です。野菜等を作るそうです。17 番、18 番は、双方共に書類に間違いもなく許可相当と思われそうですが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 1 号、受付番号 4 番から 20 番を採決いたします。

議案第 1 号、受付番号 4 番から 20 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 1 号、受付番号 4 番から 20 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

横田局長
渡辺主任

それでは、渡辺主任よりご説明を申し上げます。

それでは、14 ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1番、所在：上平塚字大野原、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：1,196㎡、申請人：筑西市上平塚、転用事由：農家住宅敷地。

申請地は、市立下館西中学校の北西側約1km、筑西市下館総合体育館の南側400mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、近年農家住宅を相続し、そこに住まい農業経営を行っていましたが、住宅の敷地として使用していた土地の一部が農地であることが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

2番、吉田字村東、畑、畑、727㎡、筑西市吉田、農業用資材置場。

申請地は、県道筑西つくば線の西側約830m、市立村田小の南側約1.2kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近で大規模農業経営を行う農家です。現在、自己の住宅敷地内に資材を保管していますが、これが足りなくなってきたこと、接する道路が狭く利用しにくいことから申請地が適地と判断し申請するものです。以上になります。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

國府田
喜久男
委 員

9番、國府田です。

3月28日に書類審査の後、現地確認をしてきました。この案件は、暫くこの方は、こちらに住んでいなかったそうです。家を取り囲むような形で申請がありました。農家住宅ですので、前の部分が多いかなという感じはしますが、進入路も含めてこのような申請をされたものと推定されます。したがって許可相当とは思われます。更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

2番をお願いします。

小野田
勝男
委 員

22番、小野田です。

3条に引き続きましてご報告いたします。3月29日に書類の審査をいたしました。明野地区の委員全員が出席した上でのことでした。そのような中で、只今、事務局からもご報告がありましたように、大規模農家の方です。現地は右勾配の土地でありましたが、北側は、住宅が建て並ぶ所でした。角地で資材置場ということで、許可相当と全員で判断いたしましたので、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第2号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

横田局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、権利：使用貸借権、所在：小川字本田、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：1,613㎡、譲渡人又は貸主：筑西市小川、譲受人又は借主：筑西市小川、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、筑西市立川島小学校の北側約1.7km、筑西市下館総合体育館の南西側約1.3kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市内に居住している個人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

2番、所有権移転無償、下平塚字向原、畑、畑、425㎡、筑西市下平塚、筑西市下平塚、自己住宅。

申請地は、申請地は、筑西市立下館西中学校の北側約370m、筑西市下館総合体育館の南東側約1.2kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、隣地の実家にて両親と申請人の兄弟家族と生活しております。実家を兄弟夫婦が継ぐことになったことと、甥が成長し手狭になってきたことから自己用の住宅を建築すべく申請するものです。

3番、所有権移転有償、下川島字西出河原、畑、畑、267㎡、外1筆、合計2

筆、合計面積 825 m²、神奈川県相模原市中央区相模原四丁目、栃木県足利市寺岡町、太陽光発電設備。

申請地は、国道 50 号線の北側約 332m、J R 水戸線川島駅の西側約 1 k m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

4 番、賃貸借権、門井字道満、畑、畑、2, 335 m²、水戸市天王町、筑西市門井、資材置場。

申請地は、国道 50 号線の北西側約 60m、筑西市立協和中学校の西側約 603m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、隣地にて自動車部品等の輸出、販売を行う法人です。既存の資材置場が狭小となっていたため、当該地を資材置場として利用していましたが、今回、許可を得ずに使用していたことが判明しましたため、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

5 番、所有権移転無償、横塚字堂東、畑、畑、531 m²、筑西市向川澄、筑西市向川澄、自己住宅。

申請地は、国道 50 号線の北西側約 207m、県道高田筑西線の東側約 1. 2 k m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在、妻の実家にて 5 人で暮らしておりますが、これが手狭となったため、妻の実家から近くの申請地に自己用住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

6 番、所有権移転有償、直井字直井、田、田、1, 236 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1, 779 m²、筑西市海老ヶ島、筑西市茂田、社会福祉施設。

申請地は、県立下館第一高等学校の北東側約 621m、県道筑西つくば線沿いに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内にて障害福祉サービスを提供している法人です。市内の事業運営の集約化を図るべく社会福祉施設の新設を計画し候補地を探していたところ、申請地について土地所有者と合意ができました。申請地は市役所に近く利便性が高いことからここを適地と判断し申請するものです。

7 番は保留となります。

8 番、所有権移転有償、下平塚字鴻の山、畑、雑種地、176 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 463 m²、筑西市山崎、筑西市下平塚、貸車両置場。

申請地は、筑西市下館総合体育館の南東側約 857m、筑西市立下館西中学校の北側約 1 k m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在、申請地近隣で中古車販売業を営んでおります。申請地を以前から車両置場として使用しており、所有権移転しようとしたところ、許可を得ていないことが判明しました。今回、違反を是正し改めて車両置場として申請するものです。なお始末書が添付されております。

9 番、所有権移転有償、下平塚字鴻の山、畑、雑種地、419 m²、筑西市山崎、

筑西市下平塚、自己住宅。

申請地は、筑西市下館総合体育館の南東側約 857m、筑西市立下館西中学校の北側約 1 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在、実家にて両親とともに生活しております。子の成長に伴い手狭となったため住宅を建築すべく申請するものです。

10 番、所有権移転有償、関本肥土字天神下、畑、畑、2,721 m²、筑西市関本上、筑西市関本肥土、資材置場。

申請地は、県道結城下妻線の東側約 647m、県道筑西三和線の北西側約 1 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地の隣地において金属加工業を営んでおりますが、近年、受注量が増加しており、工場の敷地内だけでは製品の保管場所を確保することが困難になってきております。今後もさらなる生産量の増加が見込まれるため、新たに資材置場を確保すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

11 番、所有権移転有償、野殿字本田屋敷、畑、畑、428 m²、筑西市野殿、下妻市大木、自己住宅。

申請地は、県道谷和原筑西線の東側約 58m、国道 294 号線の西側約 720m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在、市外の借家にて生活しております。借家では手狭となったことと実家の近隣で土地取得の話がまとまりそうなことから、自己用の住宅を建築すべく申請するものです。

12 番、所有権移転無償、小林字小林、畑、畑、499 m²、筑西市小林、筑西市中館、自己住宅。

申請地は、筑西市立竹島小学校の北西側約 911m、国道 50 号線の南側約 88m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在、妻と市内の借家にて生活しております。今回、資金計画の目途が立ったため自己用の住宅を建築すべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

大林富子
委 員

10 番、大林です。

1 番と 3 番について報告いたします。先月 28 日に書類審査及び現地確認調査を実施しました。後日、受人渡人それぞれに電話にて確認しました。1 番については、渡人は受人の親にあたります。内容について間違いのないとのことでした。次に 3 番についてですが、受人渡人共に内容について間違いのないとのことでした。1 番、3 番共に、書類に不備もなく許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いします。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

宮山繁治
委員

17番、宮山です。

私からは、5条の2番と8番と9番を説明します。まず2番ですが、贈与の件であります。3月28日に現地と書類調査をしてあります。本人確認なのですが、現地調査の時に渡人が在宅で家におりましたので、聞き取りを行っております。受人の長女に一部を譲って住宅を建築するという間に間違いはないということで、実家の南側の位置にあたります。それから8番と9番については永井委員から委任を受けましたので、私から報告いたします。こちらは、売買についての件になりますが、同じく3月28日に一緒に現地と書類を確認しております。渡人については、同一人であります。間違いはないということであります。受人については、親子関係でありまして、先程言いましたように、中古車販売業を営んでいまして、8番の件が親で車両置場、9番の件が子供で自己住宅を建築するというようなことで、既にもう畑が雑地となっております。許可相当であると思っております。更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

4番をお願いします。

稲見
くに子
委員

8番、稲見です。

4番について報告します。3月29日、書類審査及び現地確認を行いました。後日、受人渡人に確認を行いました。現地調査を行った時、受人がいらっしゃったので、お話を聞いてきました。現地には、タイヤが山積みとされていて雨曝となっていました。中古タイヤとして販売するとのことでした。タイヤが雨曝の状態だったので、野晒しではいけないと話しました。後日、また受人の所にお伺いしました時に、受人が野晒しのタイヤにブルーシートをかけるということで、ブルーシートを沢山買っておりました。今回の申請をする前からそこにタイヤを置いていたということであり、新たに契約をするとのことでした。始末書も添付されており、書類に不備もなく許可相当とかと思われそうですが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

5番をお願いします。

岩渕進
委員

6番の岩渕が報告いたします。

先月29日、協和地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で書類審査と現地確認を行いました。後日、渡人受人双方に電話で申請内容の確認を行いました。渡人と受人は、親子関係で自己住宅を建てるということになり、この度、所有権移転無償ということで契約したそうです。書類に不備もなく許可相当と思われそうですが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

6番をお願いします。

柴保
委員

2番、柴です。

6番と12番についてご報告いたします。まず6番ですが、3月28日に書類

審査並びに現地調査をしてまいりました。書類に不備はなく、後日確認の電話をしましたが問題はありませんでしたので、許可相当と思われます。続きまして12番ですが、やはり書類審査の後、現地調査をしてきまして、後日双方に確認の電話をしましたところ、受人は渡人さんの娘さんでして、全く問題はありませんでしたので、許可相当と思われますが、更なる皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 10番をお願いします。

栗島菊雄 18番、栗島です。

委 員 先月28日に関城地区の委員全員で、書類審査、現地確認をしてまいりました。申請の内容は、事務局の説明したとおりで、譲受人の方が事業者ということで、新たな事業が入り、今の仕事場では手狭ということで、たまたまこの隣接している譲渡人の土地が譲ってもいいということになって、話がまとまり、今回の申請になりました。許可相当かとは思われますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 11番をお願いします。

関口均 15番、関口です。

委 員 11番について説明いたします。先月28日に書類審査をし、現地確認を行いました。現地は、北側隣にも新住宅があり、付近にも住宅があります。問題はありません。又、双方に電話連絡をして、提出されました書類に問題のないことを確認いたしました。よって当案件は許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第3号、受付番号1番から6番、及び8番から12番を採決いたします。

議案第3号、受付番号1番から6番、及び8番から12番は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第3号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第4号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

議案第4号、現況確認証明（非農地証明）について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、所在：下平塚字向原、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：151㎡、判定地目：宅地、現況：住宅敷地、所有者：筑西市下平塚。

申請地は、筑西市立下館西中学校の北側約370m、筑西市下館総合体育館の南東側約1.2kmに位置する土地です。昭和55年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。

2番、直井字直井、畑、宅地、26㎡、宅地、店舗敷地、筑西市海老ヶ島。

申請地は県立下館第一高等学校の北東側約621m、県道筑西つくば線沿いに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

宮山繁治
委員

17番、宮山です。

1番の件なのですが、3月28日に書類、現地調査をしてあります。5条の2番にありました案件と同じ場所でありまして、細長い土地が住宅敷地の東と南に畑として一部残っており、既に住宅敷地になって40数年経過しておるということで、非農地に値するかと思われませんが、更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

2番をお願いします。

柴保
委員

2番、柴です。

2番についてご報告いたします。3月28日に現地調査をしてまいりましたが、この土地でありましたが、店舗敷地の一部26㎡でして、農地としてまったく見られないということで、非農地証明の発行は可能かと思われませんが、更なる皆様方のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第4号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

横田局長
高島補佐

それでは、高島補佐及び農政課小島補佐よりご説明を申し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。それでは、議案について農政課小島補佐より説明いたします。

小島補佐

農政課の小島でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第5号についてご説明させていただきます。24ページの農用地利用配分計画（案）の総括表をご覧ください。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付につきましては令和5年6月1日が契約開始日でございます。総括表につきましては、合計欄のみ朗読させていただきます。契約が3年未満のものにつきましては、4筆、10,591㎡。3年以上6年未満の契約につきましては、15筆、33,064㎡。6年以上10年未満は、3筆、4,381㎡。10年以上が3筆、817.99㎡。合計25筆、48,853.99㎡でございます。明細につきましては、25、26ページのとおりでございます。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありました。

ご質疑がありましたら、願います。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案どおり農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第5号は原案どおり、農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、決しました。

次に、議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

横田局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明を申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。議案第6号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

議案第6号の別紙①をご覧ください。3ページにつきまして、差し替えがございますので、そちらの方も合わせてご覧ください。概要を説明させていただきます。まず2ページをお願いします。農業委員会の状況で令和5年4月1日現在でございます。農家・農地等の概要ですが、農林水産統計、農林業センサス及び農地台帳等からの数値を記入してございます。農業委員会の現在の体制ですが、新制度に基づく、現在の筑西市農業委員会の体制は委員定数24名、実数23名、農地利用最適化推進委員が20地区ございまして20名でございます。3ページをお願いします。最適化活動の目標の目標について。まず農地の集積でございますが、管内農地面積11,100haでございます。これまで5,442haの集積がありまして、集積率が49%となっております。地域の中心となる担い手への利用集積が行われるように農地中間管理機構を活用して集積の促進を図ることが課題でございます。こちらの目標としまして、令和5年度は、集積面積が5,600ha、その内新規の集積面を200haとします。国の政策目標では、担い手への集積目標を令和12年度までに全農地の66%としておりますので、この数字を達成できるよう毎年活動をお願いします。つづきまして遊休農地の解消でございます。利用状況調査による遊休農地の面積で、1号遊休農地の面積が39.2haで、そのうち緑区分が27.8ha、重機等を利用して農地に戻せると思われる黄色区分は11.4haでございます。農業者の高齢化と後継者不足、地主の所在地が不明であったり、相続がされていないことにより耕作がされていな

い遊休農地が増加しております。中間管理機構の活用による遊休化の予防及び解消に取り組み、緑区分においては 4.42 h a で遊休農地の新規発生分につきましては 1.5 h a を解消の目標とします。次に 4 ページをお願いします。新規参入の促進でございます。令和 4 年度の新規参入者数は 5 件でございます。取得面積は 3.32 h a でした。農政課及び関係機関と連携し、情報を共有しながら新規の青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起こしを図る必要があります。新規参入者への貸付等の権利移動面積の目標を 0.3 h a と設定とします。次に最適化活動を行う日数の目標ですが、毎月 10 日以上活動をお願いしたいと思います。活動強化の月間としましては、年間 3 回設定しまして、まず 9 月に遊休農地の解消、10 月に農地の集積、12 月に新規参入の促進ということで強化月間といたします。新規参入の相談会につきましては、つくば市のイーアスつくばにて 12 月に「新農業人フェア」がありますので、参加の方をお願いしたいと思います。以上が、令和 5 年度の最適化活動の目標の設定となっております。本日、議決が得られましたら、国、県へ報告し、筑西市のホームページ、そして全国農業会議所のホームページで公表いたします。以上になります。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18 番、栗島です。

本日開催いたしました、農政企画審議会において、議案第 6 号、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 6 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 6 号を採決いたします。

議案第 6 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」について、原案どおりとすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 6 号は原案どおり、「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」について、原案どおりとすることに、決しました。

次に、日程第 5、報告第 4 号から第 11 号を、事務局より説明願います。

それでは、中澤課長よりご説明を申し上げます。

それでは、私の方から報告第4号から第11号につきまして、ご説明申し上げます。

それでは29ページをお願いいたします。報告第4号、農地法第3条の規定(公売)による許可報告について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

許可件数は3件でございます。申請人が買受適格証明書の交付時と、事情が同じですので、専決で3条の許可書を交付いたしました。

つづきまして31ページをお願いいたします。報告第5号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

34ページにかけまして、公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は8件です。

つづきまして31ページをお願いいたします。報告第6号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の農地転用届出です。工場及び事務所敷地1件です。

つづきまして37ページをお願いいたします。報告第7号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出でございます。自己住宅1件、倉庫1件、合計2件でございます。

つづきまして39ページをお願いいたします。報告第8号、農地法第4条の制限除外の農地移動届出について、令和5年4月10日提出 筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

制限除外の農地移動届出、農業用倉庫1件でございます。

つづきまして41ページをお願いいたします。報告第9号、農地法第5条の制限除外について、令和5年4月10日提出 筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

権利移動に伴う制限除外の農地移動届出、変電所工場用地1件でございます。

つづきまして43ページをお願いいたします。報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

53ページにかけまして、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知のあったものでございます。報告件数は農地中間管理事業による解約6件を含む34件でございます。

つづきまして、報告第11号でございます。こちらは、別に配布してあります報告書の別紙③をご覧ください。報告第11号、非農地判断について、令和5年4月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。裏面をご覧ください。

こちらは、遊休農地等調査において再生利用が困難な農地と認められたものについて農地に該当しないとみなし、非農地判断を行ったものになります。先日の現地調査の際に各地区の農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんの皆様にご確認いただいております。非農地判断された農地については、事務局から地権者、法務局、市資産税課、農政課、水田農業振興課等の関係機関に通知を發出いたします。報告は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和5年度第1回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和5年4月10日

議 長

署名委員

署名委員